

2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発03331007）別添1について以下の改正を行う。

現行

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：（記番）

事業所番号：

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

計画年度	年度	記入年月日
記入者名	所属・職名	

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

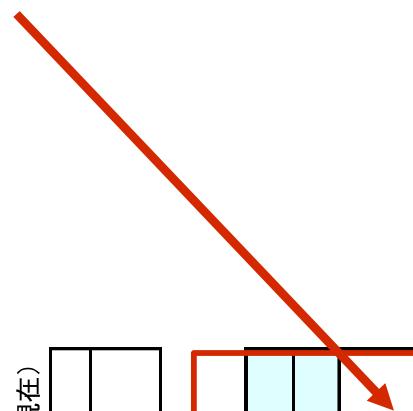
従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

(その内容)	
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組	

アセシサー（評価者）の人数	人
段位取得者の人数	人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況	〔 〕 0なし・1あり

【見直し】
認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、
認知症介護実践者研修、その他研修の欄を設け、
受講人数を入力させる



2. (4)③ 退院当日の訪問看護

概要 【訪問看護★】

- 退院当日の訪問看護について、利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、主治の医師が必要と認める場合には算定を可能とする。【通知改正】

算定要件等

- 医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院を退院・退所した日にについて、厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第六号）にある利用者に加え、主治の医師が必要と認めた利用者に訪問看護費を算定できることがある。
※短期入所療養介護サービス終了日（退所・退院日）も同様の取扱い。

参考：厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第六号）

- イ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置力テールを使用している状態
ロ 以下のいずれかを受けている状態にある者
- 在宅自己腹膜灌流指導管理
 - 在宅血液透析指導管理
 - 在宅酸素療法指導管理
 - 在宅中心静脈栄養法指導管理
 - 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - 在宅自己導尿指導管理
 - 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - 在宅自己疼痛管理指導管理
 - 在宅高血圧症患者指導管理
 - ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
ニ 真皮を超える褥瘡の状態
ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態（在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者）

2.(4)④ 看護体制強化加算の見直し

概要【訪問看護★】

- 看護体制強化加算について、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える観点や訪問看護の機能強化を図る観点から見直しを行う。【告示改正】

単位数	<改定後>	
<現行> (訪問看護の場合)	看護体制強化加算 (I) 600単位／月 看護体制強化加算 (II) 300単位／月	⇒ 看護体制強化加算 (I) 550単位／月 看護体制強化加算 (II) 200単位／月
(介護予防訪問看護の場合)	看護体制強化加算 300単位／月	看護体制強化加算 100単位／月

算定要件等

- 要件について、以下の見直しを行う（訪問看護、介護予防訪問看護共通）

- ・ 算定日が属する月の前6月間ににおいて、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合について、「100分の30以上」から「100分の20以上」に見直し
 - ・ (介護予防) 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であることとする要件を設定（令和5年4月1日施行）
- ※ 令和5年3月末日時点での看護体制強化加算を算定している事業所において、急な看護職員の退職等により看護職員6割以上の要件を満たせなくなった場合においては、指定権者に定期的に採用計画を提出することとで、採用がなされるまでの間は同要件の適用を猶予する。

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、訪問療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、短期入所療養★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、小規...】

概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の方...
分権改革に関する提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認められる場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。
【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③笠原諸島 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③笠原諸島 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤沖縄の離島 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

4. (1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・隨時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護★、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設入居者生活介護★、介護老人保健施設入居者生活介護★、介護老人保健施設入居者生活介護★】

心主運行型 地域密着院 護医概要

）サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行なう【生産性改正】

等要件定算・数位單

資格・勤続年数要件	単位		
	加算 I (新たな最上位区分)	加算 II (改正前の加算 I イ相当)	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上
訪問看護 看護・通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
通所介護、通所リハビリーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
特定制施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※、介護医療院※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

(注2)企護職員に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件

5. (1)③ 訪問看護の機能強化

概要【訪問看護★】

- 訪問看護の機能強化を図る観点から、理学療法士等によるサービス提供の状況や他の介護サービス等との役割分担も踏まえて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護や介護予防訪問看護について評価や提供回数等の見直しを行う。【告示改正】

単位数	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	（介護予防）	利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する（新設）
○ <現行> 297単位	⇒ <改定後> 293単位	283単位	
○ 1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合の評価 <現行> 1回につき100分の90に相当する単位数を算定	⇒ <改定後> 1回につき100分の50に相当する単位数を算定		

算定要件等

- 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。
- 対象者の範囲
- 理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみで家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加。

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）、福祉用具貸与★（居宅介護支援）】

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13 諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与には、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してもサービス提供を行う場合に、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付すこととは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)